

【記載例】 退職により未徴収税額を一括徴収する場合

令和5年度 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤手続を済ませたうえで、南相馬市税務課市民税係に提出してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

福島県南相馬市長 令和5年12月24日 提出(注1)		給与(特別徴収義務者)	所在地(住所) 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地	特別徴収義務者 指定番号 0384123456	
		フリガナ 株式会社 本町	フリガナ 株式会社 本町		所属 総務課給与係
		代表者の職氏名 代表取締役 本町三郎	代表者の職氏名 代表取締役 本町三郎		氏名 原町次郎
		個人番号又は法人番号 0123456789012	個人番号又は法人番号 0123456789012		電話 0244-24-5226
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額
フリガナ	ミナミソウマイチロウ		円	円	円
氏名	南相馬一郎		125,000	73,000	52,000
生年月日	T・S・H 2年4月1日		6	12	5
個人番号	123456789012		月分	月分	年
1月1日現在の住所	〒979-2195 福島県南相馬市小高区本町二丁目78番地		12	月分	12
現在の住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 同上		月分	月分	24
異動年月日			異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法
			1 退職		1 特別徴収継続 → (C欄記入)
			2 転勤		2 一括徴収 → (B欄記入)
			3 休職		3 普通徴収 [残額を本人が納付します]
			4 長期欠勤		1 特別徴収継続 → (C欄記入)
			5 死亡		2 一括徴収 → (B欄記入)
			6 その他		3 普通徴収 [残額を本人が納付します]
					1月1日から退職時までの給与支払総額 円 2,203,740
					控除社会保険料額 円 280,980

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由(注2)	徴収予定		
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注3)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 [上記(ウ)と同額]
年 月 日 申出	1月21日	52,000円	52,000円 (1月分 (2月10日納期限) で納入します)
2. 1月1日以降に退職(注3)			

(注1) 異動のあった月の翌9日(その日が土日祝日に該当するときは直前の平日)正午までにこの届出書を提出してください。
 (注2) 退職後国外へ転出する場合は、一括徴収にご協力をお願いします。
 (注3) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)
 (注4) 本市の特別徴収が初めての場合は、指定番号は無記入で提出してください。

●転勤等による特別徴収届出書(欄外左側を参照。新勤務先が記入してください。)

月割額	円を	給与(特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号(注4)
月分	円を	フリガナ	フリガナ		担当
月分	円を	氏名又は名称	氏名又は名称		この届出に 係る
月分	円を	代表者の職氏名	代表者の職氏名		所属
月分	円を	個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号		氏名
月分	円を				電話

※市記入欄	指定番号	転勤先指定番号	異動区分	異動事由	徴収済月	変更月・期	処理	現年度	新年度
			1 2 6						